

令和6年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年12月12日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第69号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第70号 中頓別町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第71号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第72号 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第73号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 6 議案第74号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第75号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第76号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 9 議案第77号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算
- 第10 議案第78号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算
- 第11 議案第79号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算
- 第12 議案第80号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算
- 第13 発議第 2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）
- 第14 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 蓮 尾 純 一 君 | 2番 吉 田 智 一 君 |
| 3番 高 橋 憲 一 君 | 4番 長谷川 克 弘 君 |
| 5番 宮 崎 泰 宗 君 | 6番 細 谷 久 雄 君 |
| 7番 西 浦 岩 雄 君 | 8番 星 川 三喜男 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 生 吉 君
副 町 長	遠 藤 義 一 君
教 育 長	大 島 朗 君
総 務 課 長	永 田 剛 君
総務課防災・行政 デジタル化担当課長	市 本 功 一 君
総務課住民担当課長	石 川 章 人 君
総 務 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
政 策 経 営 課 長	笹 原 等 君
政 策 経 営 課 まちづくり担当課長	野 田 繁 実 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産業課商工労働・ 観光まちづくり 担 当 課 長	矢 部 智 彦 君
産業課林務・基盤 整 備 担 当 課 長	西 川 明 文 君
産 業 課 参 事 兼 農業委員会事務局長	北 村 哲 也 君
産 業 課 主 幹	原 岡 将 史 君
建 設 課 長	北 村 正 樹 君
建設課上下水道 担 当 課 長	後 藤 晃 昭 君
保 健 福 祉 課 長	土 屋 順 一 君
保 健 福 祉 課 保 健 担 当 課 長	相 馬 正 志 君
保健福祉課主幹	五十嵐 弘 将 君
教 育 次 長	小 林 美 幸 君
国保病院事務長	西 村 智 広 君
長 寿 園 施 設 長	砂 金 昌 明 君
会 計 管 理 者	長 尾 享 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	姉 齒 彩 君

◎議長の挨拶

○議長（星川三喜男君） 皆さん、おはようございます。また、議員各位におかれましては、令和6年第4回定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第69号

○議長（星川三喜男君） 日程第1、議案第69号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。議案第69号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） よろしく願いいたします。議案第69号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案23ページをお開き願います。議案第69号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案28ページをお開き願います。刑法等の改正により、刑罰の懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正を行うものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案26ページをお開き願います。第1条では、中頓別町名誉町民に関する条例第6条第1項第2号中、禁錮を拘禁刑に改め、第2条では中頓別町行政不服審査会条例第8条第1項中、懲役を拘禁刑に改め、第3条では中頓別町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第3条第4項から第5項の懲役を拘禁刑に改め、第4条では中頓別町情報公開・個人情報保護審査会条例第1

7 条第 1 項中、懲役を拘禁刑に改めます。

議案 2 4 ページをお開き願います。附則、第 1 項、この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

第 2 項、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第 3 項、この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法、旧刑法 1 3 条に規定する禁錮または旧刑法 1 6 条に規定する拘留が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

第 4 項、拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第 5 項、禁固以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められる犯罪についてされた起訴とみなす。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 6 9 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 0 号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第 2、議案第 7 0 号 中頓別町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第70号 中頓別町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第70号 中頓別町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案29ページをお開き願います。議案第70号 中頓別町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案32ページをお開き願います。刑法等の改正により、刑罰の懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正を行うものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。31ページをお開き願います。第53条から第55条中に規定の懲役の部分をそれぞれ拘禁刑に改めるものです。

議案30ページを御覧ください。附則、第1項、この条例は、令和7年6月1日から施行する。

第2項、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第3項、この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法第12条に規定する懲役、旧刑法第13条に規定する禁錮、旧刑法第16条に規定する拘留が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 中頓別町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号

○議長（星川三喜男君） 日程第3、議案第71号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第71号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤副町長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） よろしく申し上げます。議案第71号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出、中頓別町長。

改正の要旨を御覧いただきたいと、40ページです。近年当自動車学校では普通免許取得希望者が減少傾向にある中、少しでも利用者を増やすべくサービスの向上、助成等の促進に努める一方、燃料代や光熱費、物価等の高騰により支出が増加しております。さらに、近隣の自動車学校の授業料の平均と比較しても当自動車学校の授業料は普通車で11%、大特車においては21%ほど安価なものであります。そこで、近隣の自動車学校の料金に近づけるため、第13条の入校料及び授業料等を改正するものであります。また、それにより第14条の授業料等の減免においても、町長が特に必要と認めたときは授業料の20%の範囲内で減免することができるという規定がありますので、この対応で全てが可能になりますので、減免規定を削除するものであります。

第16条においては、令和4年より高齢者講習等のやり方が大きく変わり、公安委員会ではこれまで行ってきた法定講習から新たに運転免許取得者等教育の認定に関する規則による講習、検査を実施する際の指定を受け、各自動車学校が認定教育による講習、検査に切り替えることを促してきました。今年度から当自動車学校でも公安委員会の勧めにより、法定講習の契約ではなく全てを認定教育での講習、検査をするよう移行してまいりました。認定教育での講習、検査に変わると、各自動車学校によって料金設定が可能ですが、法定講習の金額と同等の料金設定の条例のままでは各自動車学校の料金と大きく差が出ております。さきに述べましたが、燃料代や物価高騰のため、少しでも近隣の自動車学校に足並みをそろえるため今回の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容について新旧対照表で説明をさせていただきます。36ページを御覧いただきたいと思います。第4条は、修業年限等の規定で、次年度から法律の改正に

より、普通自動車の修業年限が３４日から３５日となるための改正であります。

第１３条は、入校料及び授業料等の規定で、他の自動車学校とほぼ同額となるよう第１項では入校料を３万１，５００円に、第２項では学科授業料を２，７００円に、第３項では実科授業料において普通自動車を５，９００円に、大特を１万３，１７０円に改正し、普通免許に係る限定解除の規定を追加し、第４項においては改正区分を変更し、運転記録証明書申請料以外を全て新たな金額にそれぞれ改正するものであります。

３８ページ、第１４条は、授業料等の減免及び助成の規定で、ただし書以下については削除するものであります。

第１５条は、入校料及び授業料等の還付規定で、他の指定校への転校する場合の還付規定を第４項として新たに規定するものであります。

第１６条の見出しを運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定講習料等の徴収に改正し、第１項では国家公安委員会規則の規定から道路交通法の規定に改正し、第５号でア、認定高齢者講習実車指導ありの場合は７，０００円、イ、認定高齢者講習実車指導なしについては３，５００円とする改正を、第６号は規定内容は変更ありませんが、区分においてア、イと改正を加えたものであります。第２項において、運転免許者取得者等検査に関する検査料を規定するものであります。

３５ページに戻りまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条及び第１３条の改正規定、第１４条のただし書を削る改正規定、第１６条の改正規定、同条第１項を加える改正規定については、令和７年４月１日から施行するというものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第７１号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第７１号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第７２号

○議長（星川三喜男君） 日程第４、議案第７２号 重度心身障がい者及びひとり親家庭

等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第72号 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、ご説明させていただきます。

議案41ページをお開き願います。議案第72号 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出、中頓別町長。

議案44ページをお開き願います。改正の要旨を御覧ください。令和6年12月2日から現行の健康保険証が発行されなくなることに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

42ページをお開き願います。読み上げての説明といたします。

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和53年中頓別町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条中「被保険者証又は」を削る。

附則、この条例は、令和6年12月2日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第72号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号

○議長（星川三喜男君）　続きまして、日程第５、議案第７３号　令和６年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君）　議案第７３号　令和６年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君）　笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原　等君）　議案第７３号　令和６年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開き願います。令和６年度中頓別町一般会計補正予算。

令和６年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条第１項　既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３，５５１万７，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ４７億６，７９０万２，０００円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　既定の地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和６年１２月１１日提出、中頓別町長。

４ページをお開き願います。第２表、地方債補正でございます。起債の目的、辺地対策事業債の限度額を変更前３億９，７２０万円から変更後４億１，３５０万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。森林管理道松鷹線開設事業の限度額を変更前２，０００万円から変更後２，１１０万円とするもので、大雨の影響により工事費が増額となったことに伴う起債額の追加、簡易水道等施設整備費国庫補助事業の限度額を変更前２，７５０万円から変更後４，２７０万円とするもので、資材費高騰に対応するための追加でございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。１４ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では、既定額に１１２万円を追加し、６億３，５８３万９，０００円とするもので、内容は人事管理事務事業、１２節委託料で職員募集の広告費９９万円を追加、総務関連事務事業、１０節需用費で消耗品費、公用車燃料代、合わせまして１３万円を追加、詳細につきましては別に配付しております総務課総務グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

４目財産管理費では、既定額に２５万３，０００円を追加し、２，６８８万９，０００円とするもので、役場庁舎維持管理事業、１０節需用費で役場庁舎に設置しております給湯器の修繕費用として同額を追加、詳細につきましては建設課建設グループ作成の補正予

算説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額に297万1,000円を追加し、1億2,730万円とするもので、内容は総合開発委員会事業、10節需用費でモトマツダのキッチンにもともと備え付けてありました揚げ物機の修繕費9万円を計上、また17節備品購入費では既決予算の不用額5万7,000円を減額し、新たに同施設で使用する掃除機の購入費用1万5,000円を追加するものでございます。地方バス路線維持対策事業では、18節負担金補助及び交付金で、都市間バス天北号に対する補助金として262万3,000円を計上、大崎上島町交流推進事業では航空運賃や宿泊費の高騰などにより、今後に向けまして既決予算に不足が見込まれますことから30万円を追加、地域公共交通事業では支出する科目の精査によりまして、13節使用料及び賃借料から12節委託料へ41万8,000円の予算の組替えを行うものでございます。詳細につきましては、政策経営課作成の補正予算説明資料をご参照願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に23万4,000円を追加し、2,335万2,000円とするもので、住民事務事業、13節使用料及び賃借料でシステム利用料に不足が見込まれますことから同額を追加。

16ページをお開きいただきまして、3款民生費、1項社会福祉費、8目介護福祉センター費では、既定額に40万円を追加し、725万2,000円とするもので、介護福祉センター管理事業、10節需用費で介護福祉センターのトイレ修繕など施設修繕費として同額を追加、詳細につきましては保険福祉課作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2項児童福祉費、1目子ども医療費では、既定額に81万円を追加し、488万3,000円とするもので、子ども医療費助成事業、19節扶助費で今後の執行見込みを勘案し、不足見込額として同額を追加。

2目児童措置費では、既定額に389万円を追加し、1,882万7,000円とするもので、児童手当支給事業、19節扶助費で児童手当の支給要件が拡大されたことに伴い359万5,000円を追加、22節償還金利子及び割引料では過年度の国庫負担金の返還金として29万5,000円を計上。

6目放課後児童健全育成費では、既定額に113万2,000円を追加し、771万6,000円とするもので、放課後児童健全育成事業、1節報酬に104万6,000円、3節職員手当等で8万6,000円をそれぞれ追加、会計年度任用職員の人件費に不足が見込まれるため追加するものでございます。人件費の詳細につきましては、24ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目診療所費では、既定額に292万5,000円を追加し、837万1,000円とするもので、歯科診療所運営事業、10節需用費に同額を追加、診療に必要な消耗品や医薬材料費などを追加するものでございます。

2項上水道費、1目上水道施設費では、既定額に1,520万円を追加し、1億692万6,000円とするもので、水道事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金に同

額を追加、中頓別浄水場機械設備更新工事における工事費の追加に伴いまして、一般会計からの負担分を追加するものでございます。

18ページをお開きいただきまして、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に92万4,000円を追加し、9,131万2,000円とするもので、内容は農業振興事業、1節報酬に7万5,000円、13節使用料及び賃借料に31万1,000円を計上、哺育育成センターの除雪作業に係る人件費と機械のリース料でございます。17節備品購入費では、農業振興地域整備計画の変更手続などで使用するパソコン購入費用として24万5,000円を計上、中頓別町農業担い手育成事業、18節負担金補助及び交付金では就農希望者の酪農研修中の生活費用を支援するため、農業担い手育成センターへの補助金29万3,000円を追加するものでございます。

3目畜産業費では、既定額に239万8,000円を追加し、1億5,302万9,000円とするもので、内容は畜産振興事業、1節報酬で1万8,000円、13節使用料及び賃借料で2万9,000円、それぞれ不用額分を減額、18節負担金補助及び交付金では草地更新事業補助金の実績見込みを勘案し、254万5,000円を追加、乳牛共進会関連事業では、18節負担金補助及び交付金で乳牛共進会出場負担金の不用額10万円を減額。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に14万7,000円を追加し、2,397万7,000円とするもので、有害鳥獣対策費、12節委託料で猟友会の会員の増加に伴い9万円を追加、18節負担金補助及び交付金では猟銃免状取得補助金の不足見込額5万7,000円を追加。

2項林業費、2目林道費では、既定額に112万5,000円を追加し、1億1,768万6,000円とするもので、道営林道事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、道営林道松鷹線開設事業において大雨の影響によるのり面崩壊箇所が生じたことから、その対策費用が追加になったものであり、町負担分を追加するものでございます。詳細につきましては、産業課産業グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に変更はございませんが、道路維持補修事業、12節委託料で道路照明施設点検業務委託料の不用額143万2,000円を減額し、10節需用費に道路照明の修繕費用として同額を組替えするものでございます。

20ページをお開きいただきまして、9款消防費、1項1目消防費では、既定額から183万7,000円を減額し、1億3,179万円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金に同額を計上。

別に配付しております令和6年度一般会計予算別紙内説明細書の1ページ、2ページを御覧いただきたいと思います。また、南宗谷消防組合中頓別支署作成の補正予算補足資料も別に配付させていただいておりますので、併せてご参照願います。明細書の1ページになります。9款消防費、1項常備消防費、1目消防本部費では、既定額から291万円を

減額し、1, 181万円とするもので、消防本部事業、18節負担金補助及び交付金に同額を計上、本部費の歳出が19万2, 000円減額となるほか、歳入で前年度繰越金271万8, 000円が特定財源として繰り入れられることにより、合わせまして291万円の減額となるものでございます。

2目中頓別支署費では、既定額に90万1, 000円を追加し、1億834万4, 000円とするもので、消防署管理事業、10節需用費で電気料に不足が見込まれることから10万円を追加、17節備品購入費では停電時に電力を供給する無停電電源装置の更新費用3万7, 000円を計上、消防庶務業務では10節需用費で新規採用予定の職員制服費67万1, 000円を計上、警防業務事業では10節需用費で車両修繕費用に不足が見込まれることから1万4, 000円を追加、消防各種研修事業では13節使用料及び賃借料で駐車場代の不足見込額3, 000円を追加、救急業務事業では10節需用費で救急車の修繕費用に不足が見込まれることから4万円を追加、11節役務費では電話料の不足見込額1万2, 000円を追加、消防学校派遣事業では1月派遣予定の救急科の入校期間が延長となったことに伴い、8節旅費で2万4, 000円を追加するものでございます。

2項非常備消防費、1目中頓別消防団費では、既定額に17万2, 000円を追加し、773万1, 000円とするもので、消防分団管理業務、10節需用費で燃料費10万円、電気料5万円、車両修繕費2万2, 000円をそれぞれ不足見込額として追加するものでございます。

予算書にお戻りいただきまして、予算書の20ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に65万3, 000円を追加し、3億4, 631万4, 000円とするもので、外国青年招致事業、2節給料に会計年度任用職員の給料に不足が見込まれるため13万4, 000円を追加、教育委員会事務局事業では、3節職員手当等で職員の時間外手当51万円を追加、11節役務費では仮校舎小学校職員室の水質検査手数料9, 000円を追加するものでございます。詳細につきましては、教育委員会作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に125万2, 000円を追加し、2, 676万円とするもので、小学校施設維持管理事業、12節委託料でネットワーク環境の現状把握を行うアセスメント業務委託料94万1, 000円を計上、17節備品購入費では仮校舎で使用するシュレッダー、カーテン購入費、合わせまして31万1, 000円を計上するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に94万1, 000円を追加し、1, 815万2, 000円とするもので、中学校施設維持管理事業、12節委託料で小学校同様ネットワークアセスメント業務委託料94万1, 000円を計上。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額に2, 000円を追加し、1, 168万9, 000円とするもので、少年教育推進事業、22節償還金利子及び割引料に過年度補助金の返還金として同額を計上。

2目町民センター費では、既定額に25万円を追加し、916万6,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、3節職員手当等で会計年度任用職員の時間外手当2万円を追加、10節需用費、23ページの上段になりますが、燃料費21万5,000円、修繕費としまして教育支援センター専用ダイヤルの設置費用1万5,000円、合わせまして23万円を計上。

22ページのところになります。3目社会教育施設費では、既定額に15万8,000円を追加し、2,103万1,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、1節報酬で102万2,000円、3節職員手当等で5万1,000円、それぞれ会計年度任用職員の人件費として追加、10節需用費で図書室にWi-Fi環境を整備するための費用として6万4,000円を追加、11節役務費ではWi-Fi回線利用料4万3,000円を計上、13節使用料及び賃借料では図書システム利用料の不用額102万2,000円を減額するものでございます。

5目創作活動施設費では、既定額に13万3,000円を追加し、66万6,000円とするもので、創作活動施設運営管理事業、10節需用費に電気料の不足見込額として同額を追加。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額に8万4,000円を追加し、363万4,000円とするもので、社会体育施設運営事業、10節需用費で町民体育館の電気料に不足が見込まれることから同額を追加するものでございます。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に35万2,000円を追加し、1億5,792万7,000円とするもので、特別会計繰出金事業、27節繰出金に同額を追加、特別養護老人ホームに係る旅費及び職員募集広告料の追加補正に対する一般会計からの繰出金として追加するものでございます。

予算書の8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に3,551万7,000円を追加し、47億6,790万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。予算書10ページでございます。13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料では、既定額に292万5,000円を追加し、1,558万1,000円とするもので、3節歯科診療所使用料で同額を追加、受診料の増に伴う追加でございます。

6目教育使用料では、既定額に65万6,000円を追加し、104万円とするもので、8節創作活動施設使用料に同額を追加、学校建設に当たり、施設の利用が見込まれたため追加するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に290万5,000円を追加し、7,353万5,000円とするもので、1節児童手当国庫負担金に同額を追加、歳出、児童手当の増額に対する国負担分でございます。

2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、既定額から920万6,000円を減額し、1億7,167万8,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金に同額を計上、

道路照明施設点検業務に対する補助金額の確定に伴う減額でございます。

6目教育費国庫補助金では、既定額に62万7,000円を追加し、386万3,000円とするもので、5節公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に同額を計上、歳出の小学校費及び中学校費におけるネットワークアセスメント業務委託に対する補助金でございます。

15款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額に62万4,000円を追加し、5,140万6,000円とするもので、1節児童手当道負担金に同額を追加、歳出、児童手当の増額に対する道負担分でございます。

2項道補助金、2目民生費補助金では、既定額に4万9,000円を追加し、1,294万6,000円とするもので、3節乳幼児医療補助金に同額を追加、歳出の子ども医療費助成事業の追加に対する補助金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に25万3,000円を追加し、7,049万9,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を追加、歳出で計上いたしました役場庁舎の給湯器修繕費用に充当。

7目畜産振興基金繰入金では、既定額に254万5,000円を追加し、504万5,000円とするもので、1節畜産振興基金繰入金に同額を追加、歳出の草地更新事業補助金に充当。

12ページをお開きいただきまして、19款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に1,783万9,000円を追加し、7,852万3,000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を追加、歳出の一般財源とするものでございます。

21款町債、1項町債、2目辺地対策事業債では、既定額に1,630万円を追加し、4億1,350万円とするもので、内容につきましては第2表、地方債補正で説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

6ページに戻ります。歳入合計、既定額に3,551万7,000円を追加し、47億6,790万2,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第6、議案第74号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第74号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算、遠藤副町長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 議案第74号、中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和6年度の中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出、中頓別町長。

5ページをお開きいただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、補正額はありません。自動車学校事業において、2節給料では職員1名を補充できていないことから245万3,000円を減額、3節職員手当等で時間外手当等に不足が見込まれることから248万8,000円を追加、4節共済費では職員数の関係で社会保険料110万円を減額、10節需用費では燃料費単価の高止まりにより96万3,000円を追加、18節負担金補助及び交付金で正職員及び会計年度任用職員における退職手当組合負担金に不足が生じることから4万5,000円を追加、26節公課費において5万7,000円を追加、これは当初予算編成時に通常のコストで計上するも車両の年数が13年を超えている車両があったため、車両重量税に不足ができることから今回追加するものであります。

3ページ、歳出合計、補正額がありませんので、既定額と同額の5,943万3,000円となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号

○議長(星川三喜男君) 日程第7、議案第75号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第75号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長(土屋順一君) 議案第75号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,022万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目保険給付費等交付金償還金で、既定額に59万8,000円を追加し、59万9,000円とするもので、22節償還金利子及び割引料において保険給付費等交付金償還事業で資格喪失後の受診に伴う療養費等の返還金について補正するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に59万8,000円を追加し、2億9,022万5,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金で、既定額に59万8,000円を追加し、2億3,744万9,000円とするもので、1節保険給付費等交付金(普通交付金)において、歳出、諸支出金でご説明いたしました保険給付費等交付金償還事業における資格喪失後の受診に伴う療養費等の返還金と同額を保険給付費等交付金(普通交付金)として

追加するものでございます。

4 ページをお開き願います。歳入合計、既定額に 5 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、2 億 9, 0 2 2 万 5, 0 0 0 円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 7 5 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 5 号 令和 6 年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 6 号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第 8、議案第 7 6 号 令和 6 年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 7 6 号 令和 6 年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） よろしくお願ひいたします。議案第 7 6 号 令和 6 年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。総則、第 1 条、令和 6 年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第 2 条、令和 6 年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

病院事業収益につきましては、既決予定額から 1 2 万 4, 0 0 0 円を減額し、5 億 8, 9 2 5 万 6, 0 0 0 円とするものです。

病院事業費用では、既決予定額から 1 2 万 4, 0 0 0 円を減額し、5 億 8, 9 2 5 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。17ページをお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費の既決予定額に75万4,000円を追加し、4億382万8,000円とするもので、給料の486万5,000円の減額、手当の382万9,000円の減額は、医師の退職及び医療技術分の見込みにより減額するものであります。報酬の944万8,000円の追加は、診療応援医師の報酬分、看護師の病休に伴う派遣看護師報酬分を追加計上するものであります。給与費の明細につきましては、7ページから14ページまでに資料を掲載してありますので、ご参照願います。

3目経費は、既決予定額に67万1,000円を追加し、7,177万3,000円とするもので、賃借料の50万円の減額は寝具、病衣等の借り上げ料の実績見込みによる減額、委託料の117万1,000円の追加は臨床検査委託料の実績見込みによる80万円の減額、診療応援や日当直医師の確保を民間紹介会社に紹介してもらう費用に不足が見込まれることから147万6,000円の追加、従事者不足に伴う基準の見直し及び情報収集等の支援業務委託料の49万5,000円の新規計上であります。

2項介護保険事業費用、1目給与費の既決予定額から154万9,000円を減額するもので、給料105万7,000円の減額は医療助手の退職に伴う減額、手当49万2,000円の減額は単身赴任手当の不用額を減額するものであります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。15ページをお開き願います。1款病院事業収益、1項医業収益、3目その他医業収益では、既決予定額から32万4,000円を減額し、3,280万7,000円とするもので、公衆衛生活動収益に同額を計上、医師退職に伴う嘱託医派遣委託料を減額するものであります。

3項医業外収益、7目国庫補助金では、既決予定額に20万円を追加し、510万6,000円とするもので、国庫補助金に同額を計上、マイナ保険証利用促進のための利用勧奨の取組に助成金の対象となったことから20万円を新規計上するものであります。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書については5ページに添付してございますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第77号

○議長（星川三喜男君） 日程第9、議案第77号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第77号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算につきまして、後藤建設課上下水道担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） 議案第77号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算。

総則、第1条、令和6年度中頓別町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出、第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,266万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

資本的収入につきましては、既決予定額に3,030万円を追加し、1億4,272万9,000円とするものです。

資本的支出では、既決予定額に3,032万9,000円を追加し、1億6,539万6,000円とするものであります。

企業債、第3条、企業債として起こすことのできる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり変更する。

地方債補正、水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、水道事業債の限度額を変更前3,730万円から変更後5,240万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

変更となった事業についてご説明いたします。簡易水道等施設整備費国庫補助事業につきましては、令和4年度より実施しております中頓別浄水場機械設備更新工事において、契約当初と比べ資材価格の急激な変動が生じており、請負代金額が不適当となっていることから、不足分に充当するため追加借入れするもので、限度額を変更前2,760万円から変更後4,270万円とするものでございます。

ここで訂正がございます。起債の目的、水道管布設替事業及び町道水道管移設事業における変更前及び変更後の限度額につきまして1段階が上にずれております。正しくは水道管布設替事業130万円、町道水道管移設事業800万円でございますので、修正をお願いいたします。

他会計からの補助金、第4条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を、次のとおり補正する。

補助金名、一般会計繰入金につきましては、既決予定額に1,520万円を追加し、1億692万6,000円とするもので、建設改良費に充当するものでございます。

令和6年12月11日提出、中頓別町長。

それでは、資本的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。また、別に配付しております水道事業会計補足説明資料をご参照ください。1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費において、既決予定額9,604万3,000円に3,032万9,000円を追加し、1億2,637万2,000円とするもので、工事請負費に同額を計上、中頓別浄水場機械設備更新工事については令和4年度に契約締結し、令和7年2月までの工期となっておりますが、令和6年度に製作している浄水処理機器類において鋼材類等の主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、製作費用が大幅に増額となっており、請負代金額が不適当となっていることから、請負代金額を変更することにより生じる不足分を追加するものです。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開き願います。1款資本的収入、1項借入金、1目企業債、建設改良債、水道事業債において既決予定額3,730万円に1,510万円を追加し、5,240万円とするもので、簡易水道等施設整備費国庫補助事業に同額を計上、建設改良費の財源に充当するものです。

3項補助金、2目他会計補助金、一般会計補助金において既決予定額5,604万5,000円に1,520万円を追加し、7,124万5,000円とするもので、一般会計繰入金に同額を計上、建設改良費の財源に充当するものです。

なお、今回の補正に伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が当初予算額より2万9,000円増加し、2,266万7,000円となりますが、当年度分損益勘定留保資金内での補填となります。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付してありますので、ご参照願います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 77 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号 令和 6 年度中頓別町水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号

○議長（星川三喜男君） 日程第 10、議案第 78 号 令和 6 年度中頓別町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 78 号 令和 6 年度中頓別町下水道事業会計補正予算につきまして、建設課、後藤上下水道担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） 議案第 78 号 令和 6 年度中頓別町下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。令和 6 年度中頓別町下水道事業会計補正予算。

総則、第 1 条、令和 6 年度中頓別町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

資本的支出、第 2 条、令和 6 年度中頓別町下水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2, 215 万 6, 000 円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

資本的支出につきましては、既決予定額に 27 万 9, 000 円を追加し、1 億 9, 075 万 6, 000 円とするものです。

令和 6 年 12 月 11 日提出、中頓別町長。

それでは、資本的支出をご説明いたします。7 ページをお開き願います。また、別に配付しております下水道事業会計補足説明資料をご参照ください。1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目固定資産購入費、有形固定資産購入費において 27 万 9, 000 円を新規

計上するもので、下水道管理センターで使用している水質試験用定温乾燥機について、平成11年の下水道供給開始時から使用しており、故障したことから修理を予定していましたが、購入から25年が経過しており、修理不可能であることから、水質検査に不具合が生じ、汚水処理に支障が出ないように今回購入するものです。

なお、今回の補正に伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が当初予算額より29万7,000円増加し、2,115万6,000円となりますが、当年度分損益勘定留保資金内での補填となります。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第78号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第11、議案第79号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第79号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案第79号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町の介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。5ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に2万4,000円を追加し、218万2,000円とするもので、13節使用料及び賃借料で一般管理事業の総合行政システム利用料について、利用料の改定により予算が不足する見込みから追加補正するものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、既定額に290万円を追加し、2,383万1,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス給付事業の居宅介護サービス給付費訪問介護について追加、3目施設介護サービス給付費では、既定額から435万8,000円を減額し、1億6,396万6,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で施設介護サービス給付事業の施設介護サービス介護医療院について減額、いずれもこれまでの給付実績と今後の見込みにより追加及び減額するものとなります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では、既定額に123万円を追加し、438万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で介護予防サービス給付事業の介護予防特定施設入居者生活介護について新たに計上するものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金では、既定額に20万4,000円を追加し、366万8,000円とするもので、22節償還金利子及び割引料で、令和5年度の地域支援事業交付金の精算による額の確定により、地域支援事業道費交付金返還金20万4,000円を計上するものでございます。

今回の補正につきましては、介護保険事業に係る歳出予算の見直しにつき歳出のみの補正となります。

3ページをお開き願います。歳出合計の既定額の2億6,313万9,000円に変更はございません。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(星川三喜男君) ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第79号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第12、議案第80号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第80号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算につきまして、砂金長寿園施設長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 砂金長寿園施設長。

○長寿園施設長（砂金昌明君） よろしく申し上げます。議案第80号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町の介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,903万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、既定額に35万2,000円を追加し、2億1,903万円とするもので、8節旅費では職員研修に関わる旅費に不足が生じるため補正するものです。職員研修について主なものとしましては、全道及び全国老人福祉施設協議会北海道社会福祉協議会等で開催する研修となります。加えて、令和8年度に採用予定の外国人福祉人材のマッチングにおいて、その候補者1名が冬休み明けに宿泊実習として3日間中頓別町に滞在する旅費も含めて普通旅費の20万円を追加するものでございます。11節役務費では、広告料として旭川市及び近郊に配布されている広告媒体を使い、広く多職種の人材を募集するものであり、既に退職した職員、これから退職する職員の補充を円滑に進める取組として年度内2回の掲載費用として15万2,000円を追加する

ものでございます。詳細につきましては、老人ホーム長寿園作成の補正予算補足説明書をご参照願います。

6 ページをお開き願います。歳出、既定額に対し 35 万 2,000 円を追加し、2 億 1,903 万円とするものでございます。

続きまして、歳入のご説明をします。8 ページをお開き願います。2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、歳出に対して不足する収入について一般会計繰入金 35 万 2,000 円を追加するものでございます。

4 ページをお開き願います。歳入、既定額に対し 35 万 2,000 円を追加し、2 億 1,903 万円とし、歳入歳出のバランスを取っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 80 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号 令和 6 年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎発議第 2 号

○議長（星川三喜男君） 日程第 13、発議第 2 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

蓮尾さん。

○1 番（蓮尾純一君） 令和 6 年 12 月 12 日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

提出者、中頓別町議会議員、蓮尾純一。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

裏面を御覧ください。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本町では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 4 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
- 5 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年12月12日、北海道中頓別町議会議員、星川三喜男。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣となっております。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（星川三喜男君） 日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（星川三喜男君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第4回中頓別町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時40分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員